

特定技能外国人ドライバー採用と 教育について徹底解説

グループ概要



キャムコム グループ

名 称	キャムコムグループ
設 立	2001年8月
売 上 高	1,265 億円（2024年3月末 グループ合算）
資 本 金	4億円（2024年3月末 グループ合算）
従 業 員 数	2,659 人（2024年3月末 グループ合算 派遣スタッフ除く）
本 社	東京都港区浜松町2-4-1 世界貿易センタービル南館 16階
代 表 者	グループ代表 神保 紀秀
主 要 拠 点	全169拠点（2024年3月末 グループ合算）
取引金融機関	三井住友銀行 三菱東京UFJ銀行 みずほ銀行 八十二銀行



・グループ会社の事業戦略推進及びバックオフィス業務

・システム開発事業 ・コンサルティング事業
・マネジメント事業

・人材派遣・紹介事業 ・アウトソーシング事業
・外国人就労支援事業

・短期/単発人材派遣・紹介事業 ・物流シフティング事業

・採用代行事業 ・人材紹介事業

・物流プラットフォーム事業 ・物流アウトソーシング事業

・新卒採用マーケティング事業

・ウェブサイト制作事業 ・採用支援システム テンリク運営事業
・Indeedなど広告運用事業 ・求人サイトtenichi®運営事業

・UI/UXデザイン事業 ・マッチングプラットフォーム開発事業
・前トレ動画事業 ・オウンドメディア立上げ事業

・スキマバイトアプリ デイワークスの運営・開発
・アプリケーションの企画・開発・運営、ペイロール事業

・外国人雇用支援メディア事業 ・広告事業

・アウトソーシング事業 ・WEB制作事業
・人材紹介サービス事業

・障がい者雇用/就労支援事業 ・保育事業
・オフィススペース事業

・外国人材採用・定着支援事業 ・求人サイト運営事業
・有料職業紹介事業

・経営支援事業 ・新規事業開発支援事業

・マーケティング支援事業

・外国人技能実習生共同受入事業
・外国人技能実習生受け入れに係る職業紹介事業
・組合員のための消耗品・新電力等の共同購買



CAMTECH GMS

海外人材マネジメントサービス

受入企業様ではたらく外国人の職場・私生活を入国前から帰国までサポートする労務支援サービスをご紹介します。具体的な事例はFAQサイトも充実しています！

日常の生活・語学学習のほかに、無料にて行政書士・労務士の相談窓口も開設し、企業様、来日外国人を支援します！



<https://gms.ca-m.co.jp/>



労働力の最大化を 企業と働く人の両方に 提供する取り組み

mintoku Total Service

ミントクトータルサービス

外国人採用の入国から帰国まで、様々なフェーズに必要なサービスを

「ミントクトータルサービス」は外国人労働者向けの包括的なサポートを提供するコンセプトです。入国から帰国までの全プロセスを統合し、仕事に必要な手続きをスムーズに提供。安心と信頼を通じて、外国人の成功を支えるけとなります。採用にかかる手間や課題を軽減し、多様な人材を活用できる環境を構築。



30年以上にわたり培ってきた人材派遣のノウハウを活かし、外国人採用におけるすべての面でサポートいたします。24時間サポートする多言語コンシェルジュセンターと現地営業担当が連携し、コンシェルジュが駆けつけるサービスも提供しています。貴社とご本人の双方が安心して受け入れることができます。



安心して働くための資格取得に対応します。

外国籍の方々が日本でスムーズに就労ビザを取得し、専門知識や技術を活かして働くためのサポートを提供しています。以下に、主なビザのカテゴリをご紹介いたします。

技人国【技術・人文知識・国際業務】

外国人の方々が日本で働くために必要な技人国ビザ。当社は、人材派遣や紹介を通じて、お客様が適切な職場でスキルを発揮できるよう支援いたします。また、インターンシップや留学生向けのビザに関しても、手続きから必要書類の提出まで、スムーズなプロセスをご提供します。

人材派遣・紹介

インターン

留学生



特定技能事業

日本国内で特定の技能を持つ外国人の方々を対象とした特定技能ビザ。当社は、専門的なスキルを持つ方々が日本で働くための支援を行います。ビザ取得に必要な資格試験の準備や書類の手続き、日本での生活サポートまで、幅広いサービスを提供いたします。

技能実習事業 CAMTECH Educ. Academy

外国人の方々が日本で実務を学ぶための技能実習ビザ、当社は、実務トレーニング先の提案やプログラムのカスタマイズ、ビザ取得に関するアドバイスなど、実習生と事業主の双方をサポートします。技能実習を通じて、実践的なスキルを身につけるための環境を整えます。アカデミーやJOEの専門知識を活かし、お客様のニーズに合わせたビザ取得プロセスのサポートを提供しております。日本での新たなキャリアを始めるための第一歩を、当社がしっかりとお手伝いいたします。

サービス一例



VRゴーグル・ARグラス VRやARによる体験型研修

施設ご紹介



大阪センター
〒590-0531
大阪府泉南市岡田6丁目25-1



成田センター
〒289-3181
千葉県匝瑳市野手1004番地1



前トレ 言語選択が可能な入社研修動画

サービスサイト <https://camtech-ea.net/>



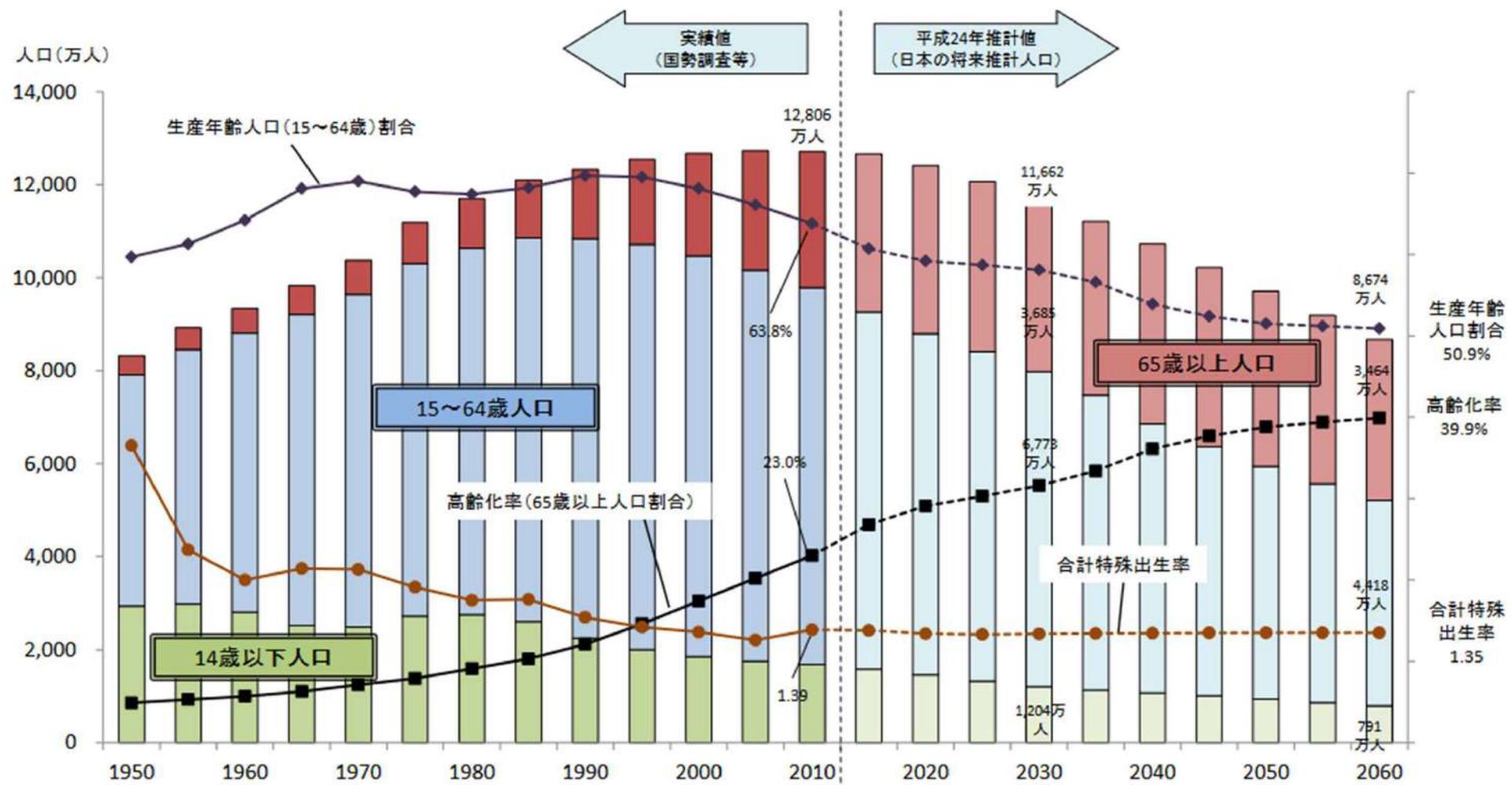
第一部

<特定技能>

自動車運送業の制度解説

日本の労働人口推移

日本の人口は近年横ばいであり、人口減少局面を迎えており、2060年には総人口が9000万人を割り込み、高齢化率は40%近い水準になると推計されている。



2030年問題とは？～働くシニアと外国人を増やし戦力化していく～



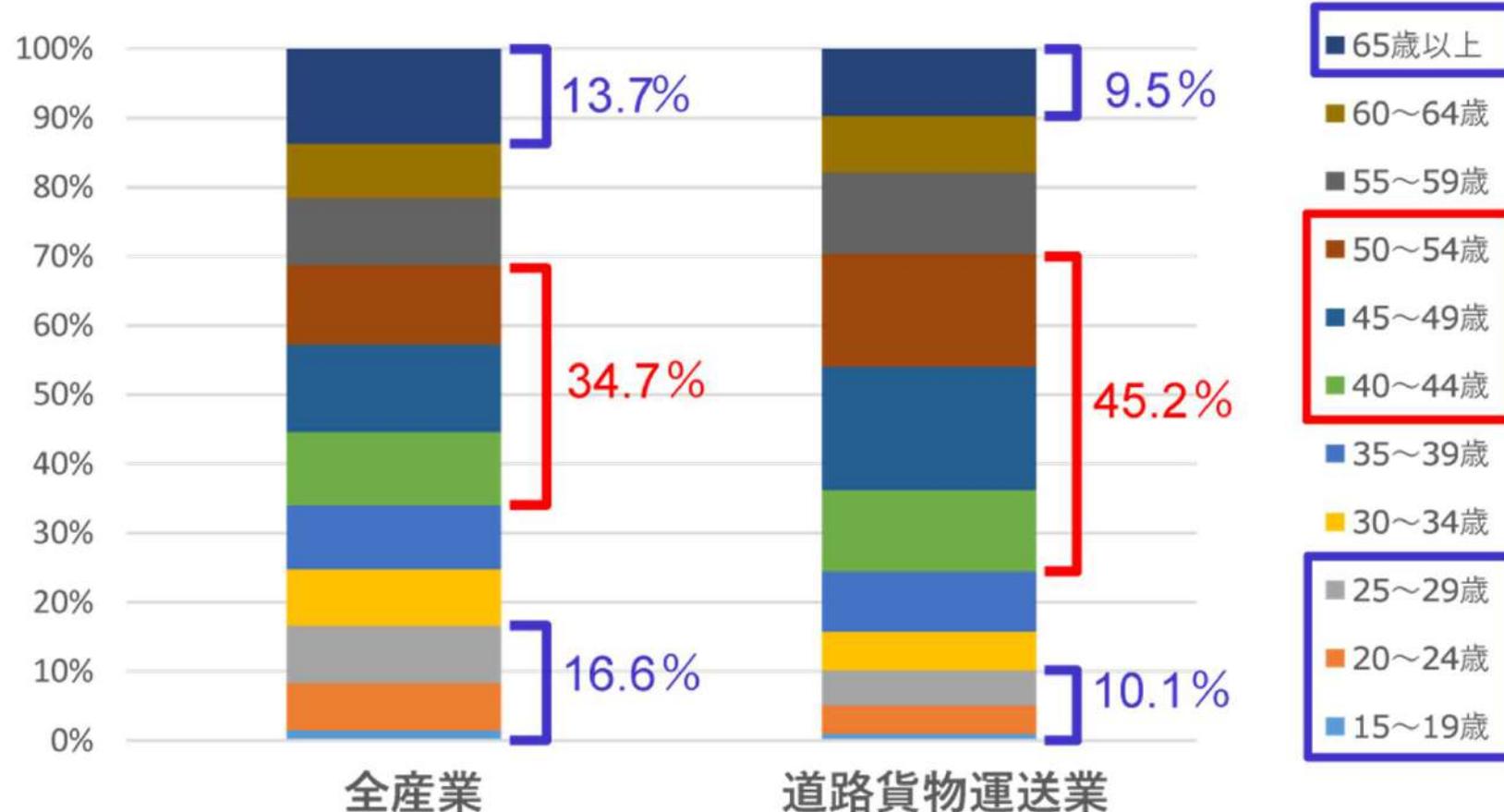
①女性活躍 ②シニア層活躍 ③生産性向上に加え

【外国人雇用】も重要な施策の一つに挙げられている。

ドライバーの高齢化

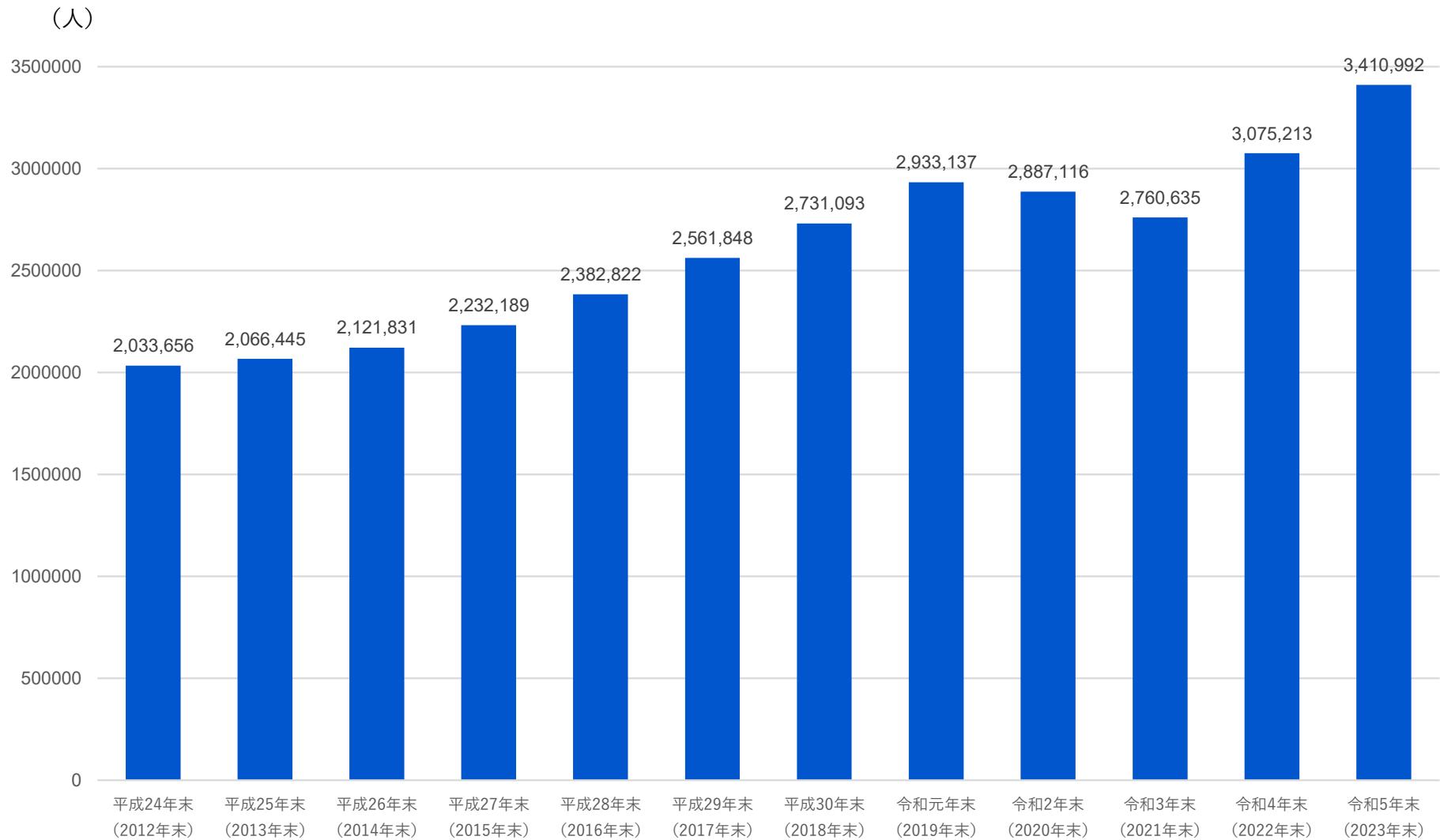
年齢構成

- ・全産業平均より若年層と高齢層の割合が低い。
- ・中年層の割合が高い。



(出典) 総務省「労働力調査」

国内における、在留外国人の人数推移



国内の労働力不足解消のために

- 国際ビザ（技術・人文知識・国際業務）
 - 従来 • 留学生
 - 技能実習
-
- 追加 • 特定技能



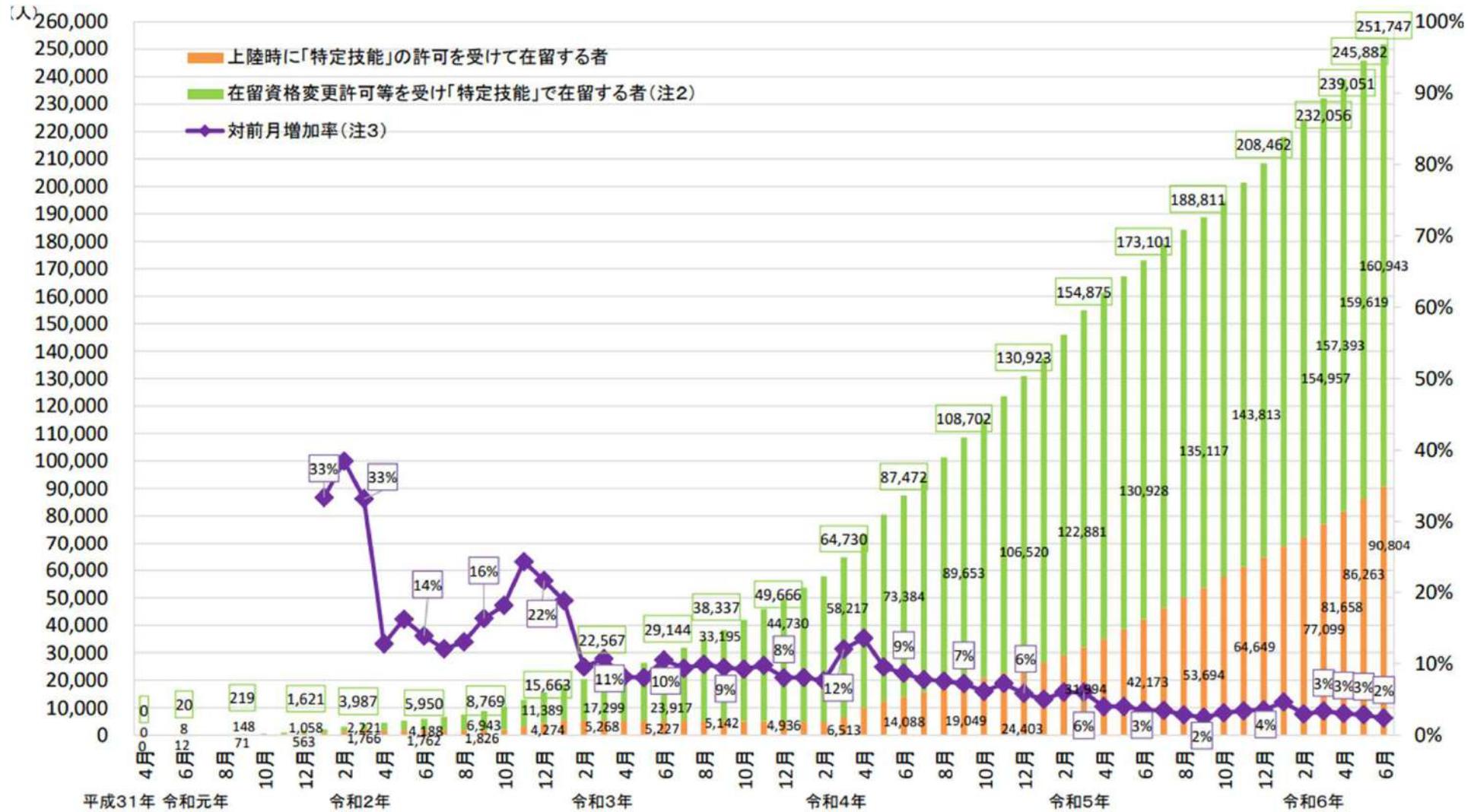
特定技能の新設により、従来の国際ビザに**加え各省庁が選んだ
「人手不足と認められる業界」**に外国人の受け入れが解禁されました。

その領域は従来の在留資格とは異なり高度・専門的なものである必要はありません。
いわゆる**「ブルーカラー系」**を中心として活用企業が拡大中です。

特定技能外国人の在留人数推移

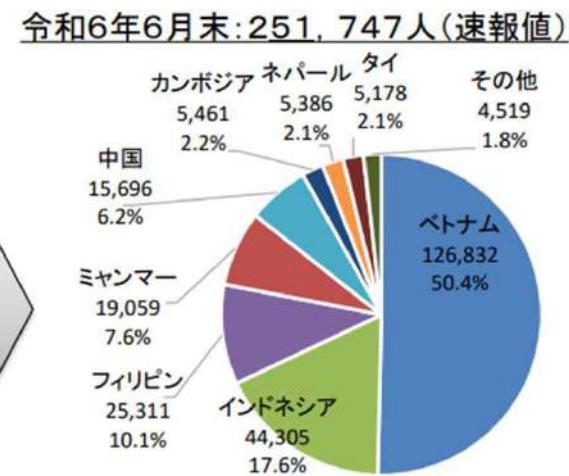
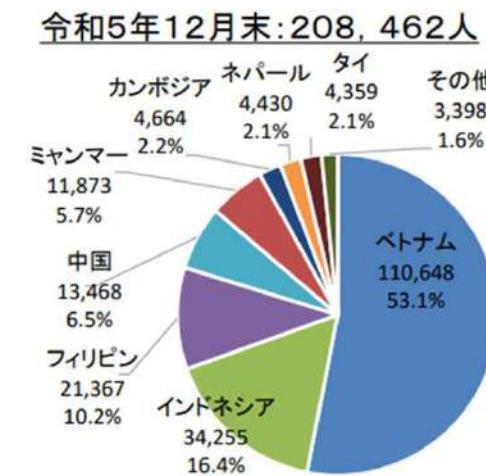
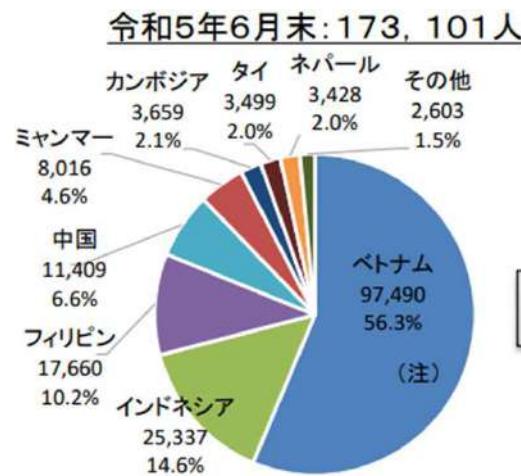
高い水準での伸び率を維持

平成31年4月～令和6年6月末現在（速報値）



特定技能外国人の国籍別推移

国籍・地域別特定技能在留外国人数の推移



国籍・地域別特定技能在留外国人増加数



現状の特定技能制度

特定技能制度は、国内人材を確保することが困難な状況にある産業分野において、一定の専門性・技能を有する外国人を受け入れることを目的とする制度です。2018年に可決・成立した改正出入国管理法により在留資格「特定技能」が創設され、2019年4月から受入れが可能となりました。

特定産業分野（12分野）

- ①介護 ②ビルクリーニング ③素形材・産業機械・電気電子情報関連製造業
- ④建設 ⑤造船・船用工業 ⑥自動車整備
- ⑦航空 ⑧宿泊 ⑨農業
- ⑩漁業 ⑪飲食料品製造業 ⑫外食業

今後の特定技能制度

特定産業分野（16分野）

- | | | |
|-----------|----------|----------|
| ①介護 | ⑤造船・舶用工業 | ⑨農業 |
| ②ビルクリーニング | ⑥自動車整備 | ⑩漁業 |
| ③工業製品製造業 | ⑦航空 | ⑪飲食料品製造業 |
| ④建設 | ⑧宿泊 | ⑫外食業 |



- | | | | |
|--------|-----|-----|-------|
| ⑬自動車運送 | ⑭鉄道 | ⑮林業 | ⑯木材産業 |
|--------|-----|-----|-------|

新規分野の業務内容等の詳細

※入管発信資料抜粋

- 今回追加した新規分野は**特定技能1号**のみ受入れ可能。
- 新規分野等においても、特定技能1号には「相当程度の知識又は経験を必要とする技能」及び「ある程度日常会話ができ、生活に支障がない程度の能力を有することを基本としつつ、特定産業分野ごとに業務上必要な日本語能力水準」が求められ、技能水準及び日本語能力に係る各種試験を課す。

	分野名	業務内容等	技能試験	日本語試験	新たに関連させる技能実習の職種等	分野独自の要件
国土交通省	自動車運送業	バス運転者、タクシー運転者、トラック運転者（3業務区分）	自動車運送業分野 特定技能1号評価試験		—	※1
	鉄道	運輸係員（運転士、車掌、駅係員）、軌道整備、電気設備整備、車両製造、車両整備（5業務区分）	鉄道分野特定技能1号評価試験	国際交流基金日本語基礎テスト又は日本語能力試験（N4以上）（「業務内容等」のうち、青字についてはN3以上）	軌道整備：鉄道施設保守整備 車両製造：機械加工等8職種19作業 車両整備：鉄道車両整備	—
農林水産省	林業	育林、素材生産、林業種苗育成等（1業務区分）	林業技能測定試験		厚生労働省及び関係省庁において技能実習制度の職種への追加を検討中。	※2
	木材産業	製材業、合板製造業などに係る木材の加工工程及びその附帯作業等（1業務区分）	木材産業特定技能1号測定試験		木材加工	

※1 日本の運転免許の取得等（バス運転者及びタクシー運転者については、外免切替及び第2種免許の取得並びに法令で定める新任運転者研修を修了したこと、トラック運転者については外免切替）が要件。日本国内で運転免許を取得するための手続等に要する期間においては、運転免許が必要な業務に従事できないため、在留資格「特定活動」（バス運転者及びタクシー運転者については1年更新不可、トラック運転者については6月・更新不可）で在留を認める。特定技能所属機関の要件として、運転者職場環境良好度認証制度に基づく認証を取得したこと等を求める。

※2 協議会において協議が調った事項に関する措置を求める（安全対策等を想定）

特定技能外国人 制度概要

深刻化する人手不足への対応として、生産性の向上や国内人材の確保のための取組を行ってもなお人材を確保することが困難な状況にある産業上の分野に限り、一定の専門性・技能を有し即戦力となる外国人を受け入れるため、在留資格「特定技能1号」及び「特定技能2号」を創設（平成31年4月から実施）

特定技能1号

特定産業分野に属する相当程度の知識又は経験を必要とする技能を要する業務に従事する外国人向けの在留資格
在留者数：201307人（令和5年11月末現在、速報値）

特定技能2号

特定産業分野に属する熟練した技能を要する業務に従事する外国人向けの在留資格
在留者数：29人（令和5年11月末現在、速報値）

特定産業分野：介護、ビルクリーニング、素形材・産業機械・電気電子情報関連製造業、建設、造船・船用工業、自動車整備、航空、宿泊、農業、漁業、飲食料品製造業、外食業（介護分野以外は特定技能2号でも受け入れ可）

特定技能1号のポイント

在留期間：1年を超えない範囲内で法務大臣が個々の外国人について指定する期間ごとの更新（通算で上限5年まで）

技能水準：試験等で確認（技能実習2号を修了した外国人は試験等免除）

日本語能力水準：生活や義務に必要な日本語能力を試験等で確認（技能実習2号を修了した外国人は免除）

家族の帯同：基本的に認めない

支援：受け入れ機関又は登録支援機関による支援の対象

特定技能2号のポイント

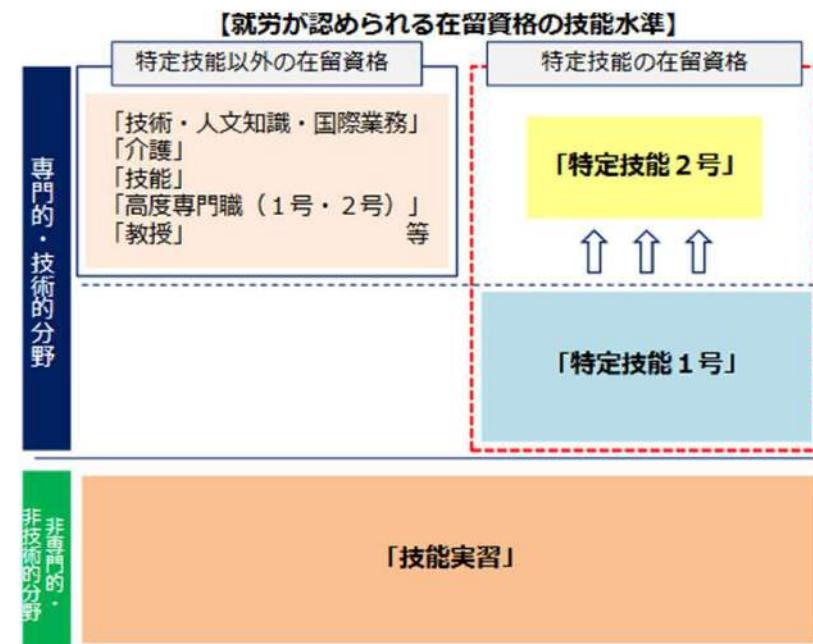
在留期間：3年、1年又は6ヶ月ごとの更新（更新回数に制限なし）

技能水準：試験等で確認

日本語能力水準：試験等での確認は不要

家族の帯同：要件を満たせば可能（配偶者、子）

支援：受入れ期間又は登録支援機関による支援の対象外



特定技能外国人 制度概要

項目	特定技能
制度目的	人手不足解消
在留期間	1号：通算5年 2号：更新し続ける限り在留可能（限定された該当の職種のみ）
給与	日本人従業員との 同一労働同一賃金 が適用
日本語能力	コミュニケーションが取れる（N4相当以上）
転職可否	可能
応募者年齢層	20代前半～30代後半（20代が圧倒的に多い）
支援母体	登録支援機関

各特定産業分野での受入れ人数（1号）

受け入れ見込数の現状及び次期受入れ見込み数

	介護	ビルクリーニング	工業製品製造業	建設	造船・舶用工業	自動車整備	航空	宿泊
特定技能1号在留者数 (令和6年5月末現在： 速報値)	35,636	4,459	43,604	30,835	8,507	2,839	935	469
制度開始時の受入れ見込数	60,000	37,000	31,450	40,000	13,000	7,000	2,200	22,000
現行の受入れ見込数 (※)	50,900	20,000	49,750	34,000	11,000	6,500	1,300	11,200
令和6年4月から5年間 の受入れ見込数	135,000	37,000	173,000	80,000	36,000	10,000	4,400	23,000

	農業	飲食料品 製造業	外食業	自動車 運送業	鉄道	林業	木材産業	合計
特定技能1号在留者数 (令和6年5月末現在： 速報値)	27,272	2,982	18,959					208,425
制度開始時の受入れ見込数	36,500	34,000	53,000					345,150
現行の受入れ見込数 (※)	36,500	87,200	30,500					345,150
令和6年4月から5年間 の受入れ見込数	78,000	139,000	53,000	24,500	3,800	1,000	5,000	820,000

※コロナ禍の影響による大きな経済情勢の変化を踏まえ、令和4年8月に見直しを行った後の数値。

〈自動車運送業〉受け入れ職種 概要

業務区分	補足/注意事項
トラック運転手 (受け入れ見込み:15,000人)	<ul style="list-style-type: none"> ・N4以上必須 ・日本式普通自動車運転免許の取得が必要(国内の免許取得にかかる期間(最長6か月)については別資格〈特定活動〉での在留が認められる)
バス運転手 (受け入れ見込み:3,000人)	<ul style="list-style-type: none"> ・N 3 以上必須 ・二種免許の取得が必要 (国内の免許取得にかかる期間 (最長 1 年) について別資格<特定活動>での在留が認められる)
タクシー運転手 (受け入れ見込み:6,500人)	<ul style="list-style-type: none"> ・N 3 以上必須 ・二種免許の取得が必要 (国内の免許取得にかかる期間 (最長 1 年) について別資格<特定活動>での在留が認められる)

活用に際しては**運転者職場環境良好度認証制度**

もしくは**安全性有料事業所**（トラック分野のみ有効）

いずれかの認証取得が活用条件



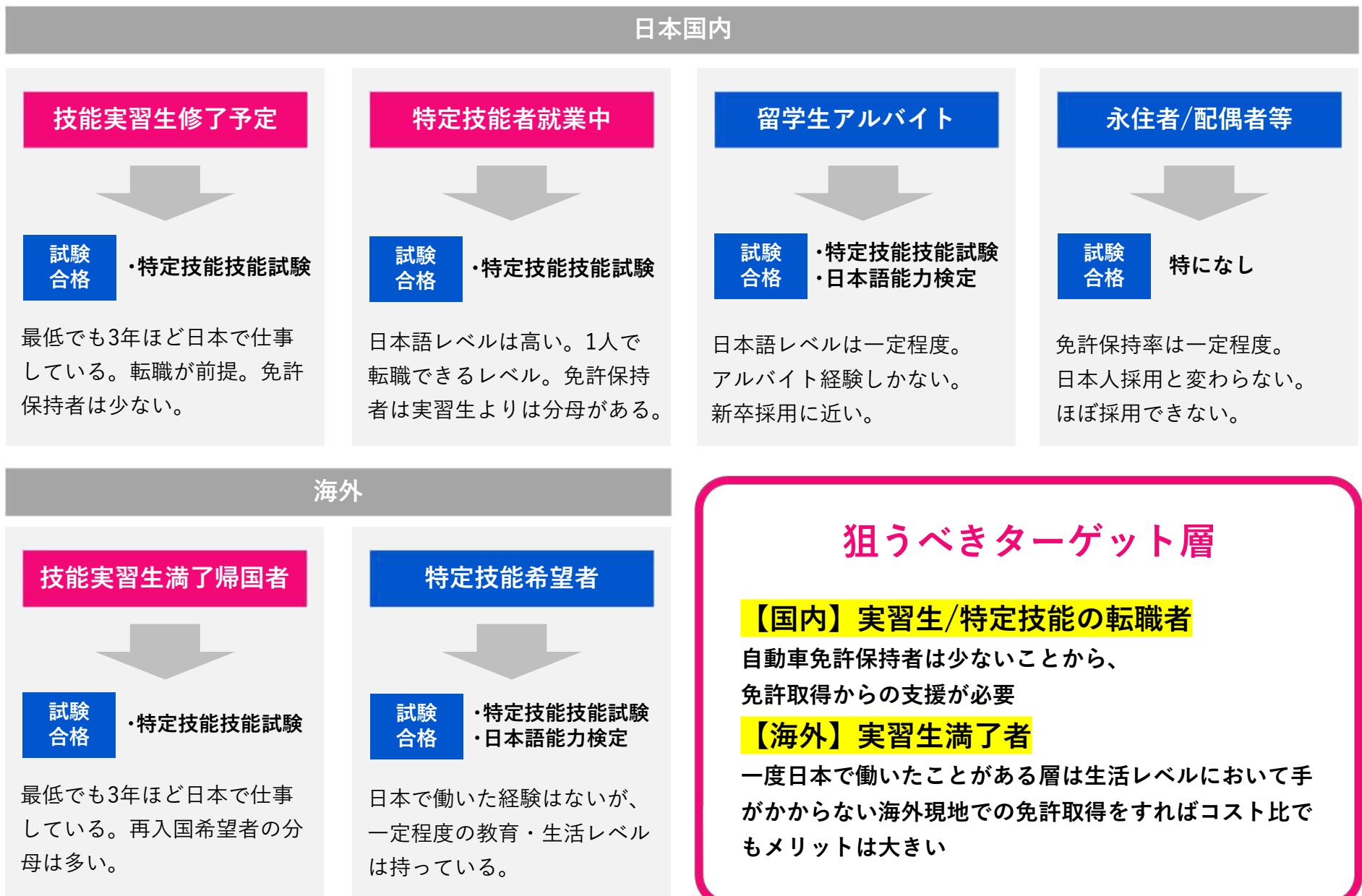
〈自動車運送業〉 受け入れ職種 詳細

自動車運送事業	旅客自動車 運送事業	一般旅客自動 車運送事業	一般乗合旅客自動車運送事業
			例：路線バス、コミュニティバス
			一般貸切旅客自動車運送事業
			例：観光バス
			一般乗用旅客自動車運送事業
			例：タクシー、ハイヤー
		特定旅客自動車運送事業 例：送迎バス、スクールバス	
	貨物自動車 運送事業	一般貨物自動車運送事業 例：トラック	
			特定貨物自動車運送事業 例：トラック（特定荷主のみ）
		貨物軽自動車運送事業 例：軽貨物ドライバー	
貨物利用運送事業	第二種貨物 利用運送事業	例：通運	

+ 付随業務 ※付随業務：業務に従事する日本人が通常従事する関連業務

特定活動期間では、ドライバーが通常従事する業務で運転免許を必要とする業務以外のもの

主な採用ルート



〈自動車運送業〉におけるポイント

留意したい事項 ★受け入れ企業側★	詳細
人材紹介会社/ 登録支援機関の選定	 <p>企業状況に応じて、国内/国外採用の判断や 雇用拠点の近隣に支援機関がある。 = 拠点数が多く、実績のある会社を選びたい</p>
外免切り替えへの対応	 <p>トラック分野においては<u>6ヶ月以内に</u> 日本式の普通自動車運転免許を取得する必要 = 外免切り替えの合格率は現状3割程度と低く、 <u>適切な試験対策/試験にかかる素地を持つ人材の採用が必要</u></p>
外国人との共生	<p>文化/宗教/年代など、様々な違いが存在。身構えるのではなく、 <u>一従業員として丁寧に対応していく</u></p>
安全面/言語面	<p>単独乗務以降は特に肝要。専門性の高い<u>翻訳ツールの導入</u>や、 初めての受け入れでは近距離、ルート輸送など <u>負荷の少ない業務を選択することも重要</u></p>

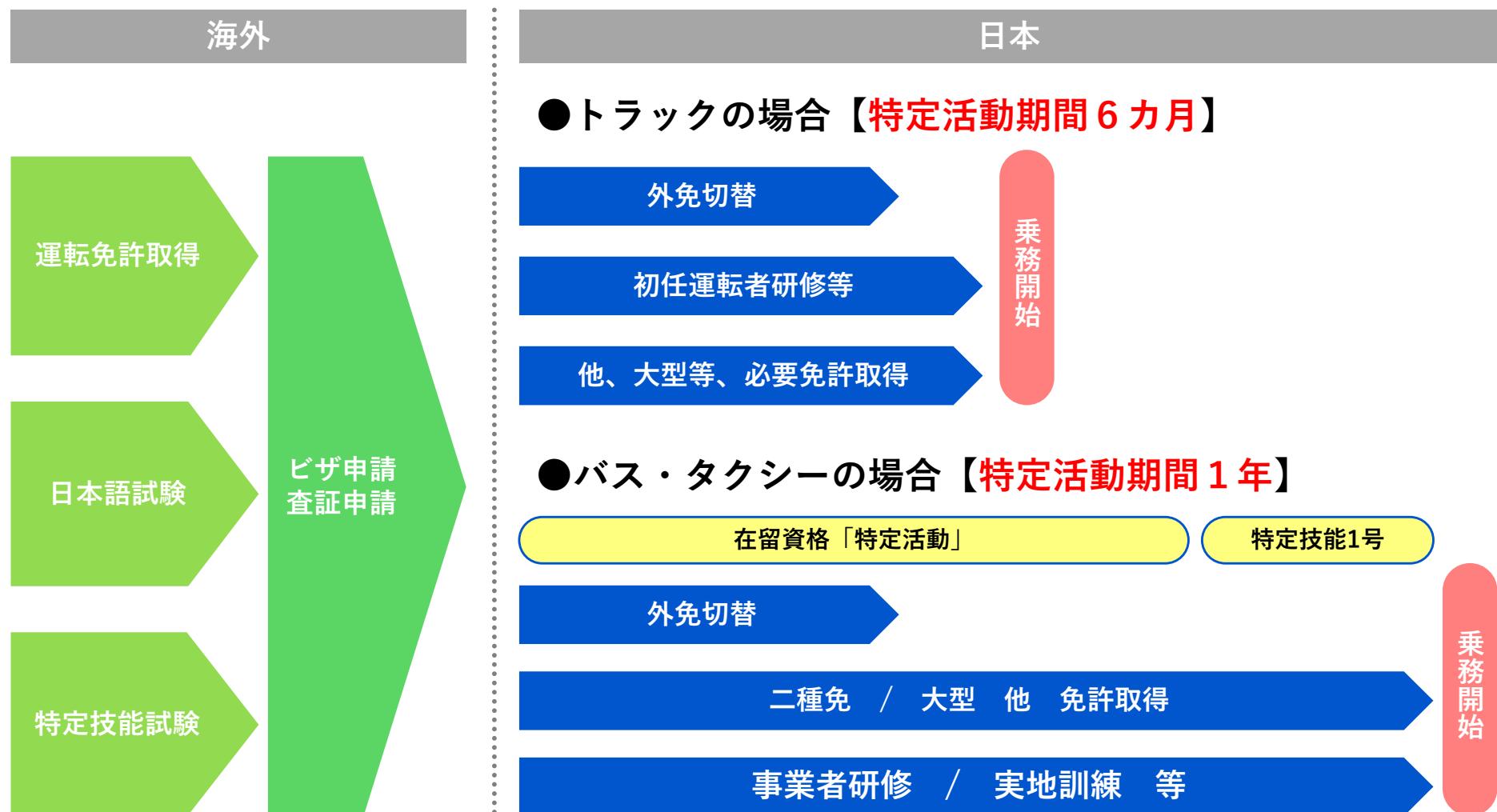
〈自動車運送業〉各採用ルートの特徴

採用ルート別の特徴	集客	即戦力性	費用
 国内採用 +  日本式免許あり	× 定住者や高度人材などが多い層で、特定技能による母集団はごく少数	○ ・免許面での心配なく、国内の運転経験も多い傾向にあり、即戦力に近い	○ ・企業ごとに必要な免許のみの取得費用 ・適格者が少ないため、紹介料は高額と想定
 国内採用 +  日本式免許なし	△ 特定技能転職者層を中心とした集客 異業種の運送業を希望する人材がどこまでいるのか不透明	× ・日本の交通ルール理解は一定有 ・新規の免許取得が必要のため、就業までのリードタイムが非常に長い	△ ・普通自動車運転免許の取得が必須
国外採用 +  外国式運転免許あり	○ 希望者多い	○ ・外免切り替えにて日本式運転免許を取得可能	○ ・必須は外免切り替え費用のみ ・母数が多いため紹介料も比較的安価
国外採用 +  外国式運転免許なし	○ 希望者多い	△ ・運転経験の観点が懸念 日本と比べ、アジア圏の免許取得は平易な傾向 ・外免切り替え可	△ ・国外免許+外免切り替え費用 ・紹介料は安価の想定

参考 各資格別の日本語レベル

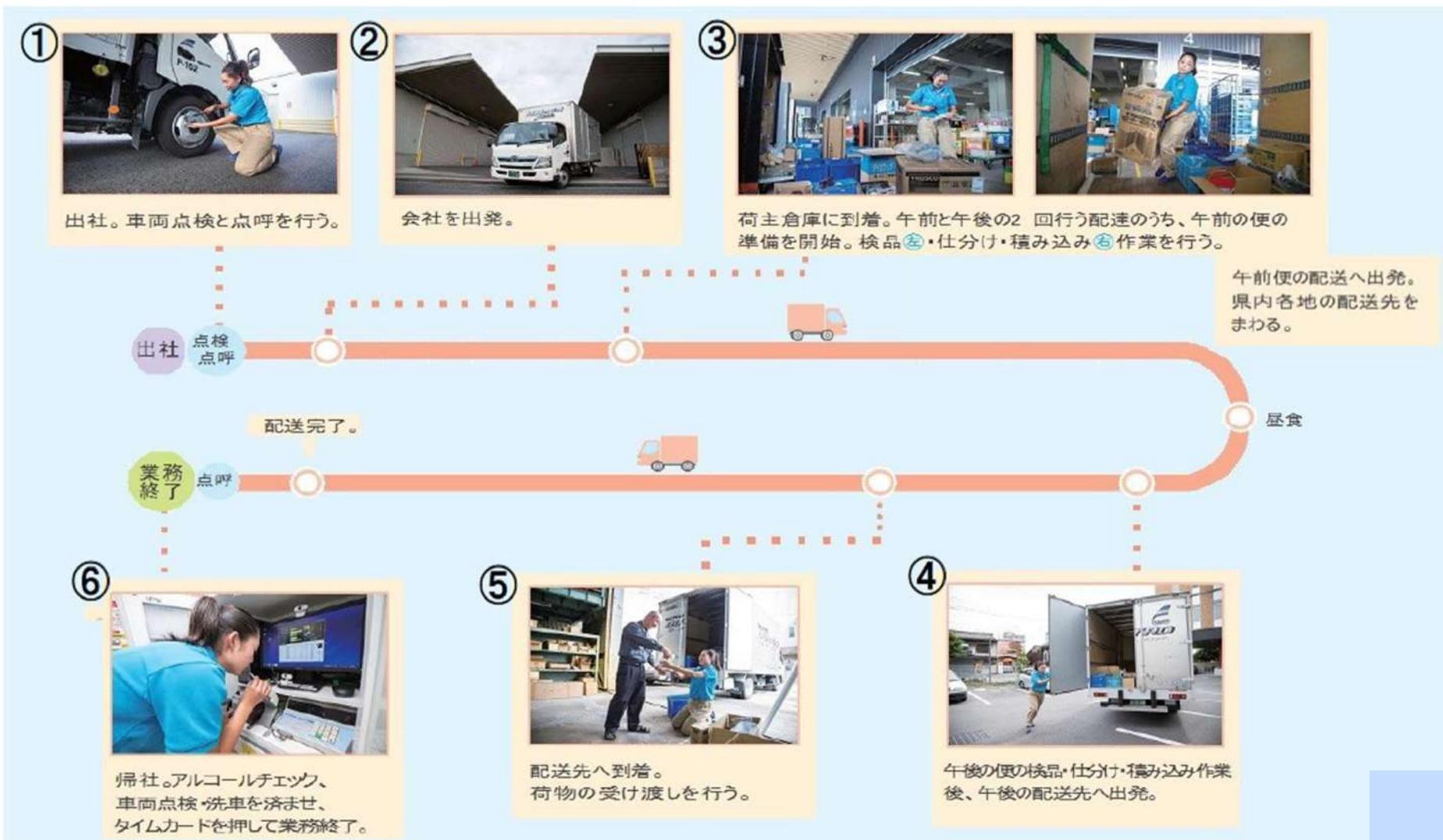
	読む	聞く
N1	<ul style="list-style-type: none"> 幅広い話題について書かれた新聞の論説、評論など、論理的にやや複雑な文章や抽象度の高い文章などを読んで、文章の構成や内容を理解することができる。 さまざまな話題の内容に深みのある読み物を読んで、話の流れや詳細な表現意図を理解することができる 	幅広い場面において自然なスピードの、まとまりのある会話やニュース、講義を聞いて、話の流れや内容、登場人物の関係や内容の論理構成などを詳細に理解したり、要旨を把握したりすることができる。
N2	<ul style="list-style-type: none"> 幅広い話題について書かれた新聞や雑誌の記事・解説、平易な評論など論旨が明快な文章を読んで文章の内容を理解することができる。 一般的な話題に関する読み物を読んで、話の流れや表現意図を理解することができる。 	日常的な場面に加えて幅広い場面で、自然に近いスピードの、まとまりのある会話やニュースを聞いて、話の流れや内容、登場人物の関係を理解したり、要旨を把握したりすることができる。
N3	<ul style="list-style-type: none"> 日常的な話題について書かれた具体的な内容を表す文章を、読んで理解することができる。 新聞の見出しなどから情報の概要をつかむことができる。 日常的な場面で目にする難易度がやや高い文章は、言い換え表現が与えられれば、要旨を理解することができる。 	日常的な場面で、やや自然に近いスピードのまとまりのある会話を聞いて、話の具体的な内容を登場人物の関係などとあわせてほぼ理解できる。
N4	<ul style="list-style-type: none"> 基本的な語彙や漢字を使って書かれた日常生活の中でも身近な話題の文章を、読んで理解することができる。 	日常的な場面で、ややゆっくりと話される会話であれば、内容がほぼ理解できる。
N5	<ul style="list-style-type: none"> ひらがなやカタカナ、日常生活で用いられる基本的な漢字で書かれた定型的な語句や文、文章を読んで理解することができる。 	教室や、身の回りなど、日常生活の中でもよく出会う場面で、ゆっくり話される短い会話であれば、必要な情報を聞き取ることができる。

海外採用：入国フローイメージ



※原則、特定活動ビザの更新は現段階では検討されていない
→限定された期間内でいかに外免切替させるかが課題

入管発信された活用事例



※運転業務だけに限らず、付随業務・関連業務も従事可能

雇用契約に関するポイント

雇用契約

直接雇用に限る ※派遣NG
フルタイムに限る ※掛け持ちやアルバイトは不可
常用する労働者と同等である事

業務内容

自動車運送業務およびそれに付随する業務
※同日本人が通常範囲で従事する関連業務
★フォークリフトなど、別途国内での免許取得が必要

特定活動期間 制度理解

特定活動期間 = 日本の運転免許取得期間と位置付け
※働きながら免許取得が可能（業務範囲は通常従事する仕事で運転免許を必要としない業務範囲内）+特定技能5年制限に加算されない

チェックポイント

賃金・休暇

同一労働同一賃金が適用
母国への一時帰国を希望された際には相談に乗ること

特定技能として受け入れるために（義務的支援項目）

外国人を受け入れるための基準

- ◆ 外国人と結ぶ雇用契約が適切であること
(例：報酬額が日本人と同等以上)
- ◆ 受入れ機関自体が適切であること
(例：5年以内に出入国・労働法令違反がない)
- ◆ 外国人を支援する体制があり計画が適切であること
(右記参照)

(注) 上記を怠ると、出入国在留管理庁から指導・改善命令等を受けるほか、今後外国人を受け入れられなくなる（最大5年間）ことがあります。

受入れる企業に求められる外国人への支援義務

※①④⑦⑧について外国人が理解できる言語で行う

義務的支援は「登録支援機関」へ委託が可能

No.	義務的支援項目	母国語
①	入国前の事前ガイダンス (契約内容や生活環境の説明)	◎
②	入国時の空港等への出迎え・帰国時の空港等への見送り	
③	住宅の確保に向けた支援実施（保証人など）	
④	在留中の生活オリエンテーションの実施 (預貯金口座開設、携帯電話の契約方法など)	◎
⑤	公的機関への同行	
⑥	生活のための日本語習得支援	
⑦	相談・苦情への窓口開設と対応	◎
⑧	各種行政手続きについての情報提供及び支援	◎
⑨	日本人・文化交流の促進支援	
⑩	会社都合で雇用契約を解除される場合の転職支援	

『登録支援機関』の選択は、十分なサポートがあるかが重要

特定技能として受け入れるために～義務的支援項目とは～

I 事前ガイダンス	在留資格変更許可申請前に、 労働条件・活動内容・入国手續・保証金徴収の有無等について、対面・テレビ電話等で説明
II 出入国する際の送迎	入国時に空港等と事業所又は住居への送迎 帰国時に空港の保安検査場までの送迎・同行
III 住居確保・生活に必要な契約支援	連帯保証人になる・社宅を提供する等 銀行口座等の開設・携帯電話やライフラインの契約等を案内・各手続の補助
IV 生活オリエンテーション	円滑に社会生活を営めるよう日本のルールやマナー、 公共機関の利用方法や連絡先、災害時の対応等の説明
V 公的手続等への同行	必要に応じ住居地・社会保障・税などの手続の同行、書類作成の補助

特定技能として受け入れるために～義務的支援項目とは～

VI 日本語学習の機会の提供	日本語教室等の入学案内、日本語学習教材の情報提供等
VII 相談・苦情への対応	職場や生活上の相談・苦情等について、外国人が十分に理解することができる言語での対応、内容に応じた必要な助言、指導等
VIII 日本人との交流促進	自治会等の地域住民との交流の場、地域のお祭りなどの行事の案内や参加の補助等
IX 転職支援（人員整理等の場合）	受入れ側の都合により雇用契約を解除する場合の転職先を探す手伝いや、推薦状の作成等に加え、求職活動を行うための有給休暇の付与や必要な行政手続の情報の提供
X 定期的な面談・行政機関への通報	支援責任者等が外国人及びその上司等と定期的（3か月に1回以上）に面談し、労働基準法違反等があれば通報

外免切り替えの流れ

順番	対応項目	詳細/準備すべきもの
①	必要書類の準備	<ul style="list-style-type: none">・有効な外国の運転免許証・免許取得日（初回取得日）を証明する書類 ※免許証に免許交付日・初回交付日が記載されていない場合・外国免許証の日本語による翻訳文・住民票・運転免許を取得した国・地域に、運転免許を取得後 通算して3か月以上滞在したことが 確認できるもの（パスポート等）・在留カードまたは特別永住者証明書等・証明写真（縦3センチメートル×横2.4センチメートル）1枚
②	書類提出・審査	免許センターに各必要書類を提出後、書類審査の予約を行います。
③	適正検査	視力検査／色彩識別能力審査／聴力審査
④	知識確認	運転に必要な知識に関する確認（筆記試験）：10問中、7問以上の正答で合格
⑤	技能確認	運転に関する実技の確認（実技試験）：100ポイント中、70ポイント以上で合格
⑥	免許証交付	日本の免許証が交付されます。

外免切り替え 合格のポイント

観察基準	
①	乗車後の措置
②	通行区分
③	信号・標識に従った走行
④	進路変更時の安全確認の方法
⑤	障害物の側方通過
⑥	右折の方法
⑦	左折の方法
⑧	検定中止行為

基本法令内容	
①	一時停止
②	信号・標識に従った走行
③	通行区分
④	障害物
⑤	優先判断
⑥	進路変更
⑦	右左折

注意事項	
①	運転席に着いたらシートベルトを着用する
②	出発前に自分の目とミラーで安全確認を行う
③	指示速度は40km/h
④	コースは全て車道と見なす
⑤	脱輪時は直ちに停止して元の位置に戻る
⑥	発着点では車体の先端とポールを合わせる

外免切り替え 課題とまとめ

課題	
①	信号・標識に従い、歩行者や車両等を見落とさないで安全な運転が出来るか
②	交通状況の変化に素早く対応が出来るか
③	交通規則を守り、他に迷惑を掛けない運転が出来るか

まとめ	
①	安全確認の方法、左側通行の理解など日本特有のポイントをチェックされるため徹底的にそれらを訓練する
②	自国での運転経験があるため基本的な走行は問題ないと思われ、日本式の作法・所作の理解を促す事に重点を置く

外免切り替えの現状～課題点と解決策～

合格率の課題

外免切替における
技能確認 合格率 約30%
非常に低い状態

予約状況の課題

運転免許センターは
外免切替による混雑が続き
試験予約が2,3ヶ月待ち

免許取得の課題

特定活動期間中に
業務に必要な免許取得が
必須となる



※以下、オプションサービスの展開をしております

外免切替「安心パッケージ」は全ての課題を解決！

技能確認合格率90%超えの
引き上げが可能！

スムーズな技能確認
合格を実現！

外免切替一発合格を狙える
各種対策を実施！

数少ない試験の機会で
合格を掴み取る！

特定活動期間早期から
外免切替成功へ！

早期に免許を取得し
即戦力のドライバーに！

各国状況

代表各国 特徴まとめ

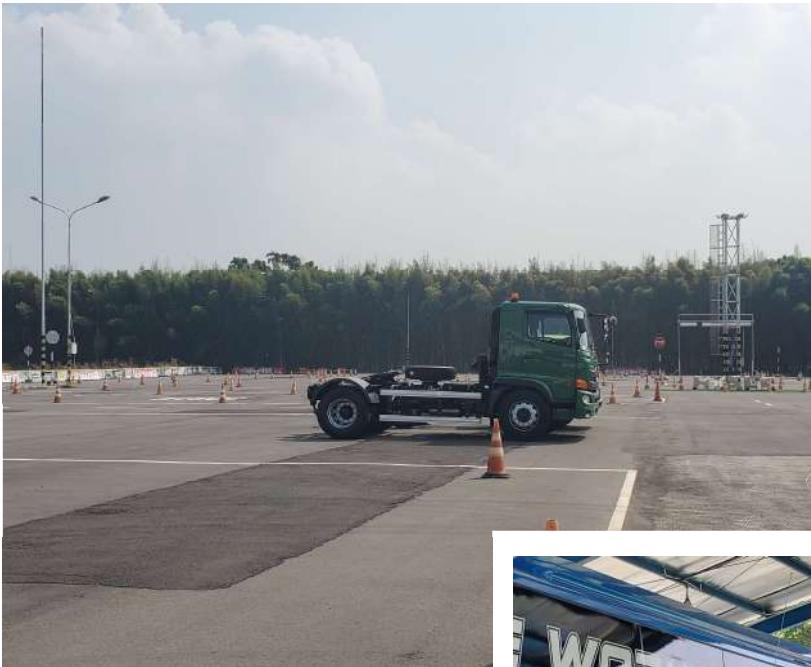
国別の特徴	集客	即戦力性	宗教色	教習所
ベトナム	◎ 分母は多い	△ 運転マナーに 難あり	弱い 仏教	◎ 教習所設備が 整っている
インドネシア	◎ 分母は多い	◎ 左右同じ	強い イスラム教 アルコール飲まない	◎ 日本式教育 実施機関あり
フィリピン	○ 希望者は多い	○ ※国際免許	中 キリスト教 英語○	○ 整備やメンテナンス 教育も実施
タイ	△ 給与水準で 難あり	◎ ※国際免許 右左同じ	中 仏教	○ 比較的簡単に 免許取得が可能

※国際運転免許での就労は許可されておりません

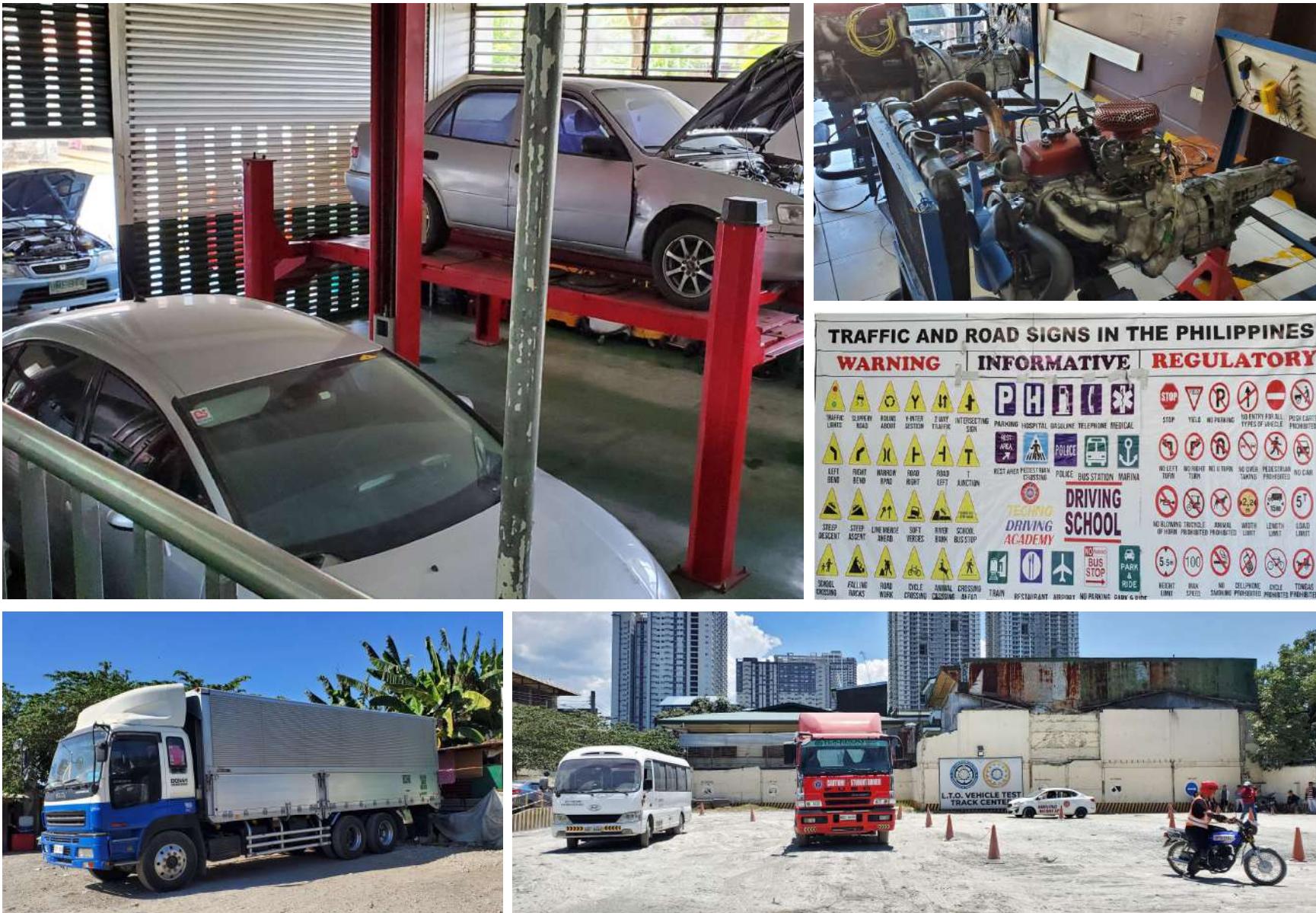
～ベトナム教習所



～インドネシア教習所



～フィリピン教習所



事前準備

予定

【海事協会】

2024/12
日本国内での
特定技能試験実施

国内協議会窓口の設置

海外での特定技能試験実施
※フィリピン、
インドネシアが先行予定

●入管

ビザ申請手続き受付開始

準備項目

エージェント選定

- ・国の選定
- ・各国採用エージェントへの発注/相談
- ・受入待遇条件の決定 → エージェントと協力して求人票の作成
- ・「特定技能試験」対策と「日本語教育」対策
- ・必要となる自動車免許の設定
- ・必要コストの算出
- ・ビザ申請 = 行政書士提携

面接内定出し

- ・面接（現地面接・オンライン面接どちらも選択可）
- ・内定基準の設定
- ・内定後の内定通知作成
- ・必要に応じて教習所にて日本式自動車教習と日本式実技訓練を実施
- ・必要に応じて筆記試験対策実施

入国

- ・チケット手配/移動交通機関確認/空港へのお出迎え
- ・入国後講習施設などの日本語再教育・日本文化研修（任意）
- ・社宅インフラ（電気、ガス、水道、鍵、WiFi）の整備
- ・住民票や銀行口座開設、マイナンバーなど入社前準備
- ・入社オリエンテーション/配属対応
- ・生活支度金のご用意（任意）

コスト内訳

免許関連	インフラ/雑費	各エージェント
普通免許取得費用	物件費用	人材紹介料
大型免許取得費用	WiFi通信費	送り出し手数料
大型二種免取得費用	水道ガス光熱費	入国後講習費用
外免切替費用	生活備品/白物家電	支援委託料
外免切替補習費用	生活準備金	ビザ申請費用
特例教習費用	国内移動交通費	
交通費/宿泊費	渡航費	



受け入れ費用は採用手法によって大きく変動

特に

- ①人材紹介料
 - ②免許取得費用
- は各紹介会社/人材のレベルにより幅が大きい

參考資料

質問集 1

●特定技能外国人受入れ事業者の要件について

1.自動車運送業分野の特定技能1号の在留資格を得るために何が必要ですか？

特定技能1号の在留資格を得るためには、

- ・日本語能力を証明する試験の合格
- ・自動車運送業分野特定技能1号評価試験（トラック、バス又はタクシー）の合格
- ・日本の自動車運転免許（トラックドライバーは第一種運転免許、バス・タクシードライバーは第二種運転免許）の取得
- ・バス・タクシードライバーは新任運転者研修の修了が必要です。

2.受入れ事業者側の要件を教えてください。

受入れ事業者は、下記の条件を満たす必要があります。

- ・道路運送法に規定する自動車運送事業（第二種貨物利用運送事業を含む。）を経営していること
- ・自動車運送業分野特定技能協議会の構成員となること
- ・「運転者職場環境良好度認証制度（働きやすい職場認証制度）」に基づく認証を受けていること、
又は全日本トラック協会による「Gマーク制度」に基づく認定を受けた安全性優良事業所を有していること

●各種試験について

3.特定技能評価試験はどのような内容になりますか？

トラック運送業は、運行業務・荷役業務等。バス・タクシー運送業は、運行業務・接遇業務等に関する内容をそれぞれ予定しています。なお、試験用の学習用テキストをHPで公表する予定です。

4.技能実習生について、日本語試験の免除等、特例措置はありますか？

職種・作業の種類にかかわらず、第2号技能実習を良好に修了した者については、トラック分野についてのみ、日本語試験（N4以上）が免除されます。

質問集 2

●自動車運転免許の取得について

5.日本の自動車運転免許は、いつ取得することになりますか？

海外に居住している外国人の場合、特定技能評価試験と日本語試験に合格して日本に入国後、特定活動期間（トラックドライバーは最長6か月、バス・タクシードライバーは最長1年間）中に、外免切替等によって日本の自動車運転免許を取得していただきます。なお、外免切替を行うためには事前に海外で自動車運転免許を取得し、当該国に3か月以上滞在していることが必要です。日本に居住している外国人の場合、特定技能評価試験と日本語試験に合格し、現在の居住ビザから特定技能のビザに切り替える申請を行う前に、日本の自動車運転免許を取得しておく必要があります。いずれの場合においても、特定技能評価試験を受けるためには、日本又は外国で取得した自動車運転免許（試験実施日において有効なものに限る。）を保有しておく必要があります。

6.特定活動期間中に日本の自動車運転免許を取得できなかった場合はどうなりますか？

特定活動期間中に日本の自動車運転免許を取得できなかった場合は、特定技能のビザを取得することはできません。また、特定活動のビザを延長することはできません。

7.既に日本の普通自動車運転免許を取得している外国人に対し、 特定活動期間中に中型、大型免許を取得させることは可能ですか？

特定活動期間は、トラック運送業においては、普通自動車運転免許を取得していただくことを目的に設けられたものとなりますので、既に普通自動車運転免許を有している場合については、特定活動期間中に中型・大型の免許を取得することはできません。

8.現地で日本の自動車運転免許と同等の自動車運転免許を取得していれば、 日本の技能試験の免除等の特例措置はありますか？

原則、日本の指定自動車教習所で教習を受けた上で、日本の運転免許を取得するか、日本の運転免許センターで外免切替手続きを行った上で日本の運転免許を取得することとなりますので、現地で日本の自動車運転免許と同等の自動車運転免許を取得していた場合でも、日本の技能試験の免除等特例措置はございません。

質問集 3

9.中型・大型運転免許を取得するには、普通免許を取得してから2~3年以上経過していることが必要と聞いていますが、海外における運転経歴でもよいのでしょうか？

海外における運転経歴でも問題ありません。詳細は警察庁にお問い合わせください。

10.国際運転免許証を所持している外国人の場合、日本の免許をとらずに特定技能外国人として運転業務に従事することは可能でしょうか？

国際運転免許証のみを所有している外国人について、特定技能外国人として運転業務に従事することはできません。

●入国後～受入れ期間中について

11.運転以外の附帯業務はどこまで認められますか？

その会社に雇用されている日本人ドライバーが、通常、業務として行う内容であれば、特定技能外国人に従事させることができます。

12.特定技能外国人を雇用するに当たり、労働時間や賃金等に制限はありますか？

日本人労働者と同様の労働条件で雇用していただくこととなります。

●協議会について

13.自動車運送業分野特定技能協議会にはいつ加入できますか？

自動車運送業分野特定協議会の設置時期について、現時点では未定です。

なお、協議会が設置された場合、詳細については法務省出入国在留管理庁のHPに公表されます。

●その他

14.特定技能の在留期間について、他分野から自動車運送事業分野に転籍した場合、他分野での在留期間も通算されますか？

他分野での在留期間についても通算されます。なお、日本に在留したまま転籍した場合、母国への帰国を挟んだ上で転籍した場合、いずれにおいても在留期間は通算されます。

質問集 4

15.外国人ドライバーを実際に受け入れるのはいつ頃になりますか？

今後、自動車運送業分野における特定技能評価試験が実施され、合格者が特定活動の在留資格を得て日本に入国することとなります。自動車運送業分野における試験開始の時期は未定ではありますが、業界における人手不足の状況等を踏まえ、即戦力となる外国人を早期に受け入れられるようスピード感をもって準備を進めてまいりたいと考えております。

16.今後、自動車運送業分野において、特定技能2号や育成就労の在留資格を追加する予定はありますか？

現時点では未定です。

● トラック

17.廃棄物を運搬するトラックの運転に、特定技能外国人を従事させることは可能ですか？

受入れ事業者は、道路運送法に規定する自動車運送事業を経営している必要があるため、廃棄物の運搬を業として行っている場合は、No.2の要件を満たしている事業者であれば受入れ可能です。

18.貨物軽自動車運送事業に特定技能外国人を従事させることは可能ですか？

No.2の要件を満たした事業者において特定技能外国人を受け入れ、当該事業者が行っている貨物軽自動車運送事業に従事させることは可能です。

19.貨物軽自動車運送事業者が特定技能外国人を受け入れることは可能ですか？

貨物軽自動車運送事業のみを行っている事業者については、「運転者職場環境良好度認証制度(働きやすい職場認証制度)」の認証及び「Gマーク制度」に基づく安全性優良事業所の認定の対象外となっているため、貨物軽自動車運送事業者が特定技能外国人を受け入れることはできません。

10.現地で第一種大型免許に相当する免許を取得している場合、 特定活動期間内で第一種大型免許に外免切替を行うことは可能ですか？

外免切替で第一種大型免許に切り替える場合は、一度、普通自動車運転免許に切り替えた後、第一種大型免許に切り替える流れとなります。特定活動期間においては、普通自動車運転免許への外免切替までを行っていただきます。

※ご案内 ~外国人雇用に関する書籍出版のお知らせ~

キャムコムグループ

今求められる外国人活用のすべてがこの1冊に!
外国人材を競争力に変える法
 外国人材を競争力に変える法
 ~日本企業が外国人から選ばれる力を持つために~

2024年
6月25日
 ダイヤモンド社
 より出版!

真の意味で外国人を“ビジネスパートナー”として
 受け入れている企業は成長を続けています。(本文より)

株式会社キャムコム代表取締役
宮林 利彦(みやばやし としひこ)

横浜国立大学工学部機械工学科卒。警戒レーダーや電波監視システムのプロジェクトマネジメントを経て2006年に株式会社総合キャリアグループ(現キャムコムグループ)に入社。人材業界では異色の80名近くのシステムエンジニア部門を育て上げ、CTOを経て2016年に事業統括に就任。人材派遣事業のリソースを生かしたグローバル事業、IT関連事業の開発に積極的な投資を行い、キャムコムグループの第二創業期を牽引している。

お問い合わせ

株式会社 **キャムテック**
 東京都港区浜松町2-4-1 世界貿易センタービル南館

0120-530-451 月～金
 10:00～18:00
 お問い合わせ kaigai_madoguchi@cam-com.jp

宮林利彦
 外国人材を競争力に変える法
 2025年問題
 人材不足大国・日本で働き手が
 消滅する危機の今、企業が生き残る
 手段は「外国人材」にある!

詳細は
こちら!





MEIKO GLOBAL



株式会社 キャムグローバル

2024年問題に立ち向かう！ 特定技能外国人ドライバー採用と 教育について徹底解説



株式会社キャムグローバル ビジネスソリューショングループ
マネージャー 鮫島 慎吾



株式会社明光キャリアパートナーズ
教育コンサルタント 飯田 結女乃



01/22 水

14:00 ~ 15:00

目次

第1部：<特定技能>自動車運送業の制度解説について 株式会社キャムグローバル 鮫島様

- 直近の外国人雇用状況、課題
- <特定技能>自動車運送業の制度解説
- 外国人ドライバー採用フローについて など

第2部：外国人ドライバー育成手法について 株式会社明光キャリアパートナーズ飯田

- 外国人ドライバー採用に求められる教育内容
- 就業に必要な日本語要件と教育手法
- 入社後にも求められる継続出来る日本語教育 など

第3部：質疑応答

明光キャリアパートナーズ会社概要



- ・日本人の新卒・第二新卒特化の人材紹介サービス
- ・就業先の紹介だけでなく手厚いサポートを実施



- ・特定技能 人材紹介サービス・ビザ申請支援
- ・技能・人文・国際 人材紹介サービス



- ・外国籍人材に向けた日本語学習eラーニングサービス
- ・日本語レッスン、集団研修サービス



明光キャリアパートナーズ

東証プライム市場
明光ネットワークジャパングループ企業
2022年（令和4年）9月設立
代表取締役 小西 悠太
東京都千代田区麹町5-4 JPR麹町ビル3階
売上高：190億3900万円（2021年8月期）



明光ネットワークジャパン
グループ内事業

個別指導 明光義塾！

明光サッカースクール

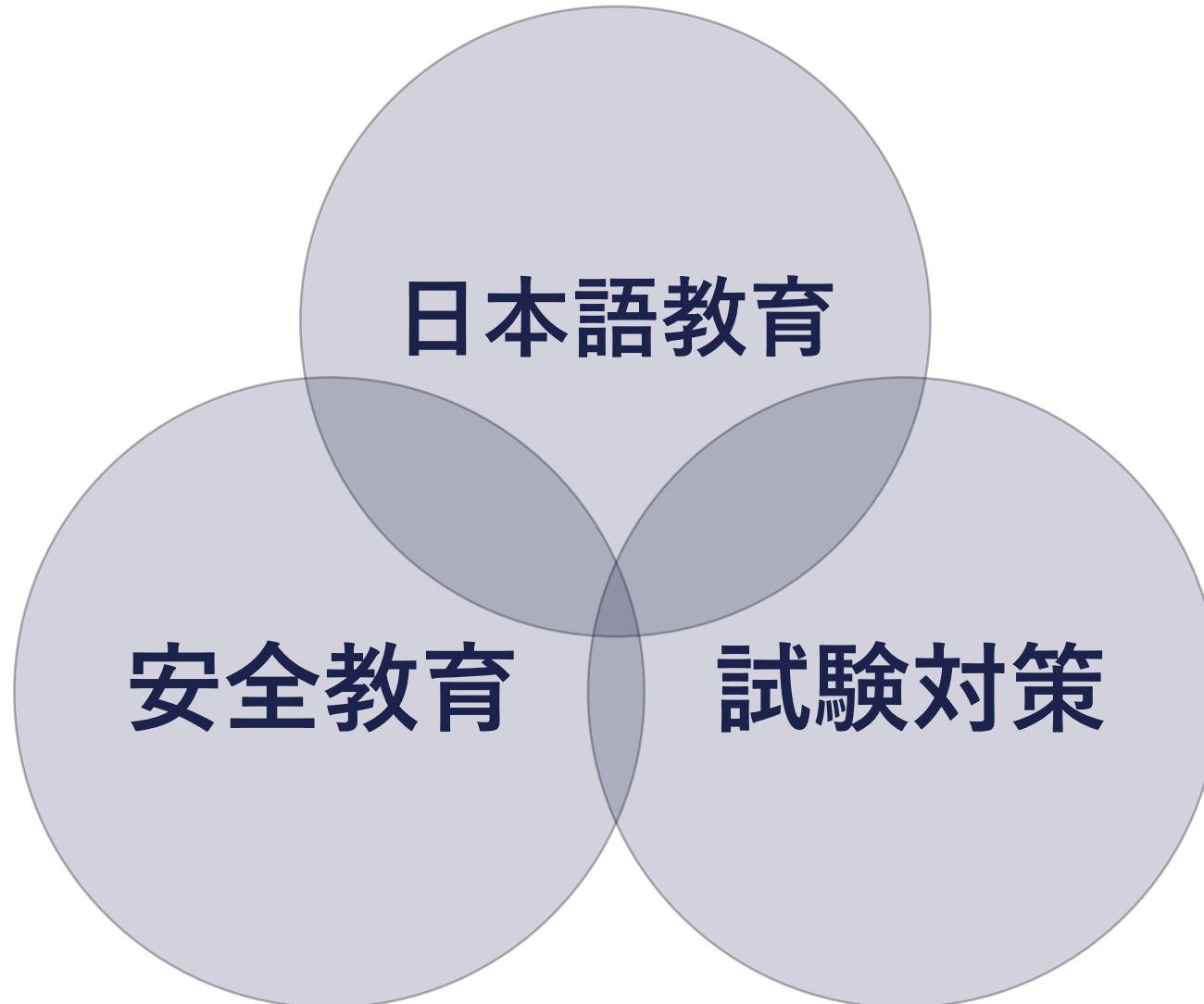


MEIKO NETWORK VIETNAM

JCLI Since 1980
JAPANESE LANGUAGE SCHOOL

WE 早稲田EDU日本語学校
WasedaEdu Language School

外国人ドライバー採用に求められる教育内容



特定技能1号：自動車運送分野で働くために必要な資格・条件

トラック運転者

バス運転者

タクシー運転者

共通

- 年齢：18歳以上であること
- 健康状態が良好であること
- 日本での生活に関する一定の知識を有すること
- 日本の交通ルールを習得していること

免許

第一種運転免許（中型・大型）

第二種運転免許

第二種運転免許

技能

**特定技能1号
評価試験（トラック）合格**

**特定技能1号
評価試験（タクシー）合格**

**特定技能1号
評価試験（バス）合格**

日本語能力

- 日本語能力試験N4以上
- JFT-Basic合格

- 日本語能力試験N3以上
- JFT-Basic合格

- 日本語能力試験N3以上
- JFT-Basic合格

参照元：[特定技能制度における自動車運送業分野の制度概要（国土交通省）](#)

特定技能1号：自動車運送分野で働くために必要な資格・条件

トラック運転者

バス運転者

タクシー運転者

共通

- 年齢：18歳以上であること
- 健康状態が良好であること
- 日本での生活に関する一定の知識を有すること
- 日本の交通ルールを習得していること

免許

第一種運転免許（中型・大型）

第二種運転免許

第二種運転免許

技能

特定技能1号
評価試験（トラック）合格

特定技能1号
評価試験（タクシー）合格

特定技能1号
評価試験（バス）合格

日本語能力

- 日本語能力試験N4以上
- JFT-Basic合格

- 日本語能力試験N3以上
- JFT-Basic合格

- 日本語能力試験N3以上
- JFT-Basic合格

参照元：[特定技能制度における自動車運送業分野の制度概要（国土交通省）](#)

各種試験対策

- **自動車運送業分野特定技能1号評価試験**
(トラック・バスまたはタクシー)
- 外免切替
- 免許取得のための試験勉強

→ それに合った試験対策を行わないと合格できない

特定技能1号：自動車運送分野で働くために必要な資格・条件

トラック運転者

バス運転者

タクシー運転者

共通

- 年齢：18歳以上であること
- 健康状態が良好であること
- 日本での生活に関する一定の知識を有すること
- 日本の交通ルールを習得していること

免許

第一種運転免許（中型・大型）

第二種運転免許

第二種運転免許

技能

特定技能1号
評価試験（トラック）合格

特定技能1号
評価試験（タクシー）合格

特定技能1号
評価試験（バス）合格

日本語能力

- | | | |
|-------------|-------------|-------------|
| 日本語能力試験N4以上 | 日本語能力試験N3以上 | 日本語能力試験N3以上 |
| JFT-Basic合格 | JFT-Basic合格 | JFT-Basic合格 |

参照元：[特定技能制度における自動車運送業分野の制度概要（国土交通省）](#)

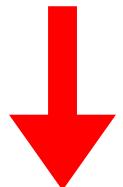
特定技能1号：自動車運送分野で必要な日本語能力レベルの目安

	読む	聞く	話す	書く
N3				
N4				
N5	<ul style="list-style-type: none"> 年賀状や誕生日のカードを読んで、理解できる。 学校などで面談の予定表を見て、自分の面談の曜日と時間がわかる。 駅の時刻表や案内板を見て、自分が乗る電車の時間がわかる。 	<ul style="list-style-type: none"> 簡単な指示を聞いて、何をすべきか理解できる。 先生からのお知らせを聞いて、集合時間、場所などがわかる。 店、郵便局、駅などで、よく使われる言葉（例：「いらっしゃいませ」「・・・円です」「こちらへどうぞ」）を聞いて、理解できる。 	<ul style="list-style-type: none"> 日常的なあいさつと、その後の短いやりとりができる 店、郵便局、駅などで、よく使われる言葉を使って、簡単なやりとりができる。 自己紹介をしたり、自分についての簡単な質問に答えたりすることができます。 	<ul style="list-style-type: none"> 簡単な自己紹介の文を書くことができる。 書類に、名前や国名などを書くことができる。 誕生日のカードや短いお礼のカードを書くことができる。

日本語教育

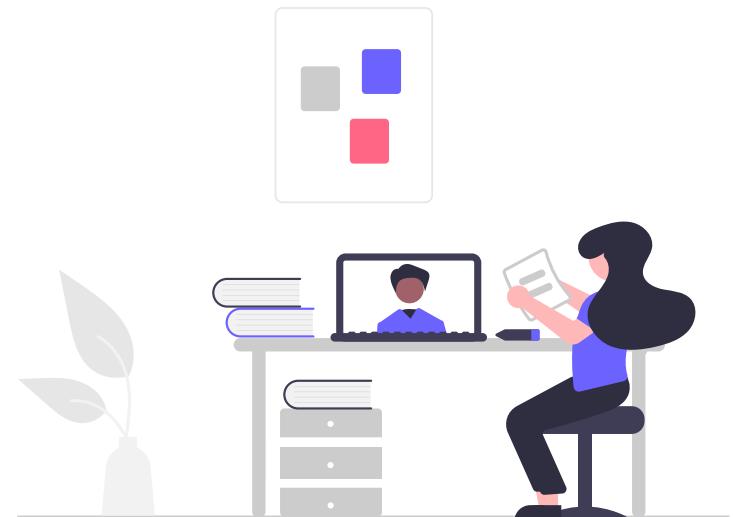
何のために日本語教育が必要なのか？

トラックドライバーについては日本語が必要ないのでは？



継続的な日本語教育が必須！

- ビザ取得要件として (JLPT N4もしくはN3の合格が必須)
- 社内外のコミュニケーションとして
- 事故防止のため



安全教育

特定技能1号評価試験や外免切替試験勉強でカバーできない部分が多い！

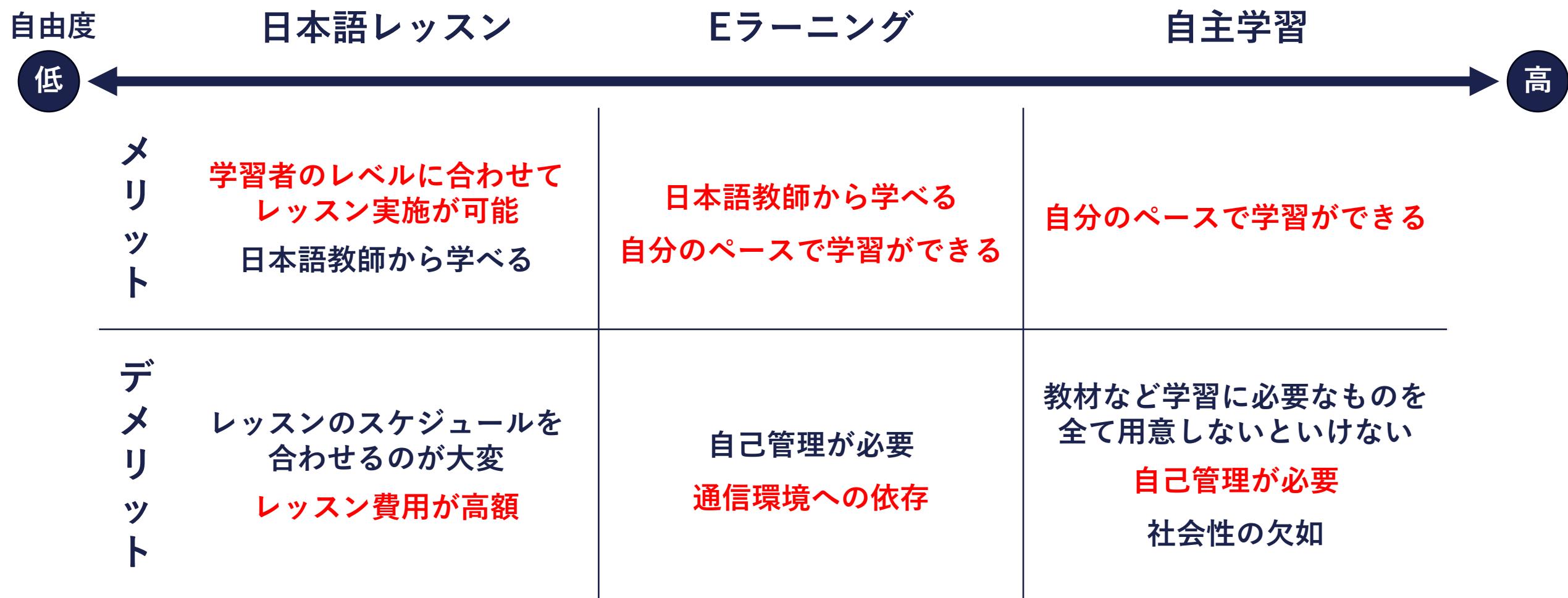
（例）標識・交通ルールなど

より深く専門的に安全教育を実施しないと

事故の発生や取り返しのつかない事態になります！



日本語教育の教育手法



自動車運送業界の日本語教育サポート

- 労働時間や休日がバラバラで**日本語レッスンの時間を合わせられない**
- **教育費用を抑えたい**
- 各従業員の日本語レベルや**学習状況を把握したい**



日本語学習eラーニングシステム  Japony

The Japony logo consists of the word "Japony" in a bold, sans-serif font. The letter "o" is uniquely designed with a horizontal bar containing three overlapping semi-circles in blue, green, and light blue colors.

日本語eラーニングシステム

日本語教育サービスJapanyは、外国籍に向けた日本語学習eラーニングシステムです。
日本語レベルが初級の方も、効率的に学習が可能です！

サービス特徴（機能）

- ✓ Android・Appleアプリで学習可能
- ✓ 1200本以上の豊富な動画コンテンツ
- ✓ 10カ国語の多言語対応
- ✓ 学習者管理システムの充実

学習サポート機能も充実

アプリでも学習可能

10ヵ国語対応！コース別言語対応表

コース	英語	ベトナム語	インドネシア語	ミャンマー語	タガログ語 (フィリピン)	タイ語	中国語	モンゴル語	ネパール語	クメール語 (カンボジア)
トップ画面	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
JLPT対策(N5～N3) ※字幕対応	○	○	○	○	○	○		○	○	○
せいかつの日本語 ※字幕対応	○									
特定技能試験対策 ※音声対応		○	○					○		
JFT Basic ※音声対応		○	○	○	○					

The diagram illustrates the language support for specific skill tests. It shows connections from circles in the '特定技能試験対策' and 'JFT Basic' rows to boxes containing test codes. In the '特定技能試験対策' row, lines connect the second and third circles to a box labeled '※外食1号・宿泊1号・介護1号・飲食料品製造1号対応'. In the 'JFT Basic' row, lines connect the first four circles to two boxes: one labeled '※JFT-Basic A2対応' and another labeled '※JFT-Basic A1対応'.

学習者管理画面

アカウント発行・グループ管理など学習管理に必要な機能が揃っています。

LMS 企業管理 学習者管理 レポート機能 マスタメンテナンス お知らせ管理 ヘルプ 学習者画面へ移動 ベル 5 企業管理者デモアカウントさん 9+

学習者管理 > 学習者一覧

検索条件

企業名※	デモ企業	x	グループ名	選択してください。	100名まで一括でアカウント発行が可能
ステータス	<input type="checkbox"/> 有効	<input type="checkbox"/> 無効			

操作ボタン

- CSV取り込み
- + 新規登録
- Q 検索
- * 条件をクリア

表示件数 20件 **動画の総視聴時間**

学習者一覧

	学習者名	ステータス	グループ	日本語レベル	国籍・地域	受講コース	視聴時間
編集	学習者A	有効	介護A社_東京	N5	ベトナム	JLPT対策 N3	000:34:55
編集	学習者B	無効	介護A社_茨城	N4	米国	JLPT対策 N3	007:41:02
編集	学習者17	無効	無し	無し	ベトナム	JLPT対策 N4 JLPT対策 N1	002:42:33
編集	学習者15	有効	介護A社_東京	N5	ベトナム		000:01:04
編集	学習者13	有効	介護A社_東京	N5	ベトナム	JLPT対策 N3	000:00:00

自動車運送業分野コンテンツ

教習所運営企業グループが開発したコンテンツをJapanyに搭載予定です！

運転と運行管理のプロが制作！
現地教育から来日後の免許取得まで使えるコンテンツを搭載します。

外国人向け専門テキスト



動画教材

→ 正しい安全教育が可能

教材・コンテンツの特徴

1

現役の「教習指導員」が執筆

2

技能評価試験に「完全対応」

3

「外免切替」対策にも対応

4

「世界で1冊のテキスト」に
社内の専門用語を記入可能

5

テキスト解説動画あり
作成中

6

多言語対応
ベトナム語版を作成中

質疑応答

Q & Aからご質問をお願いします。

ご清聴ありがとうございました。

セミナー終了後、

アンケートのご回答をお願いします。

お問合せはこちらからお願いします。

日本語教育について相談したい、外国籍人材の日本語レベルを上げたいという方はご相談ください。

電話でのお問い合わせ

**03-5332-7591
080-5437-2141**

【受付】平日 8:30～16:00

メールでのお問い合わせ

iida.y@meiko-career.jp

会社名・氏名・メールアドレス・電話番号を
ご記入の上、お問い合わせください

<https://meikoglobal.jp/lp/japany/>

当社のホームページでも資料請求・お問い合わせができます。資料の郵送も承ります。